

議案第69号

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する
条例（案）

（飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

（飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、医療費を受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例に

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 市長は、受給者からの申請に基づき、医療費を支給するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 市長は、受給者からの申請に基づき、医療費を支給するものとする。</p>

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 医療費の支給は、受給者又はその保護者の申請により行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合は、医療費を受給者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 医療費の支給は、受給者又はその保護者の申請により行うものとする。</p>